

過去3年間の最大値 (H21～H23)

番号	項目名	基準値	(最大値)			3年間の最大値	(最大値)			3年間の最大値	上水道内子地区での3年間の最大値	検査回数(法定)	検査回数の減	検査計画(知清)	検査予定(知清)	検査計画(論田)	検査予定(論田)
			上水道知清(浄水)				上水道論田(浄水)										
			H21	H22	H23		H21	H22	H23								
—	色、濁り及び消毒の残留効果	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1	一般細菌	100以下/ML以下であること。	1	1	0	1	0	0	1	1	1回/月	不可	—	1回/月	—	1回/月	
2	●大腸菌	検出されないこと。	—	—	—	—	—	—	—	—	1回/月	不可	—	1回/月	—	1回/月	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.001	<0.001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下であること。	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下であること。	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	
9	ジエン化合物イオン及び塩化アン	0.01mg/L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。	1.3	1.3	1.2	1.3	0.37	0.45	0.52	0.52	1.3	1回/3月	可	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下であること。	0.06	0.06	0.08	0.08	0.05	<0.05	0.19	0.19	0.19	1回/3月	可	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月
12	★ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下であること。	0.09	0.07	0.13	0.13	0.13	0.12	0.07	0.13	0.13	1回/3月	可	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	
14	★1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	
15	ジクロロメタン	0.04mg/L以下であること。	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	
18	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下であること。	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	
19	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	
20	塩素酸	0.6mg/L以下であること。	0.1	0.12	<0.06	0.12	0.3	0.32	0.4	0.4	0.4	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
21	★クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	
22	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。	0.001	0.007	0.001	0.007	0.013	0.023	0.021	0.023	0.023	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
23	★ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること。	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.005	0.009	0.008	0.009	0.009	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
24	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。	0.004	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.003	0.005	0.005	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
25	★臭素酸	0.01mg/L以下であること。	<0.001	0.003	0.001	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
26	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。	0.009	0.014	0.005	0.014	0.026	0.042	0.034	0.042	0.042	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
27	★トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること。	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
28	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。	0.002	0.005	0.002	0.005	0.008	0.014	0.01	0.014	0.014	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
29	プロモホルム	0.09mg/L以下であること。	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	<0.001	0.001	0.002	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月
30	★ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下であること。	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	0.006	0.006	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
32	★アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下であること。	<0.02	<0.02	<0.01	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01	<0.02	<0.02	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
33	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下であること。	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	
34	銅及びその化合物	1.0mg/L以下であること。	0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.01	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下であること。	8.6	6.1	7.2	8.6	7.4	6.3	6.1	7.4	8.6	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下であること。	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
37	塩化物イオン	200mg/L以下であること。	10.7	12.5	10.1	12.5	9	9.8	10.7	10.7	12.5	1回/月	可	1回/月	1回/月	1回/月	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。	79	62.2	64.3	79	69.8	57.9	52	69.8	79	1回/3月	可	—	1回/3月	—	1回/3月
39	蒸発残留物	500mg/L以下であること。	160	100	108	160	160	97	84	160	160	1回/3月	可	—	1回/3月	—	1回/3月
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
41	●ジェオスミン	0.0001mg/L以下であること。	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
42	●2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること。	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
43	★非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
44	フェノール類	0.005mg/L以下であること。	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
45	●有機物等(遊離マンガン、遊離カルシウム両質量) ●有機物(全有機炭素(TOC)の量)	10mg/L以下であること。	0.5	0.5	0.5	0.5	2.1	0.8	0.8	2.1	2.1	1回/月	可	1回/月	1回/月	1回/月	
46	pH値	5.8以上8.6以下であること。	6.7～7.3	6.8～7.4	6.7～7.4	6.7～7.4	6.9～7.3	6.9～7.3	7.1～7.6	6.9～7.6	6.7～7.6	1回/月	可	1回/月	1回/月	1回/月	
47	味	異常でないこと。	異常なし	1回/月	可	1回/月	1回/月	1回/月									
48	臭気	異常でないこと。	異常なし	1回/月	可	1回/月	1回/月	1回/月									
49	色度	5度以下であること。	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1回/月	可	1回/月	1回/月	1回/月	
50	濁度	2度以下であること。	<0.1	<0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1回/月	可	1回/月	1回/月	1回/月	